

# 令和8年度 静岡県自動運転実証運行に係る信号連携

## 業務委託仕様書

### 1 事業の目的

静岡県（以下、「県」という。）では、地域の抱える交通課題（運転手不足による路線バスの撤退、高齢者等の移動支援等）への解決策となる自動運転の導入・普及のため、富士市に対して、令和9年度までの社会実装に向けた支援を行う。

本業務では、令和8年度に富士市が実施する自動運転実証運行において、社会実装に向けた課題解決として信号誤認識による手動介入の低減効果を検証するため、信号時間の情報を直接自動運転車両に伝達する方法が効果的であると考えられることから、これに必要となる実験用交通信号制御機（以下、「信号制御機」という。）の手配に要する手続きや各種業務を行うことを目的とする。

### 2 委託業務の内容

#### 【基本情報】

- 1) 信号連携を含む実証運行は、「JR富士駅-新富士駅間を結ぶ往復ルートとする（別紙位置図参照）。
- 2) 実証運行の日数は、9日程度（試験運行を除く）、6往復/日とする。  
実証運行の期間は、令和8年11月6日～11月15日を見込む（運行事業者との調整により前後する可能性有り）。また、9月24日から10月28日のうち25日間に予定する調律走行期間中に、5日間以上の信号連携試験走行を見込む。
- 3) 自動運転車両は、先進モビリティ株式会社 BYD J6とする。
- 4) 自動運転車両の調達（デモ走行セットアップ、回送費等の経費を含む）は富士市が別途行う。
- 5) 実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月警察庁）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和6年9月警察庁）」に即して実施するものとし、関係法令を所管する国の動向等から、自動走行実証実験に係る制度等が更新された場合には、当該新制度に即して実施する。

#### 【業務内容】

- 1) 官公庁への申請、関係者との協議等  
業務に必要となる官公庁（警察庁、静岡県警本部、道路管理者、交通管理

- 者等)との協議や必要な申請、信号機の保守事業者との調整等を行うこと。
- 2) 信号制御機等の手配
- ①実証を行う信号制御機は、3基とする(別紙位置図参照)。
  - ②信号制御機は、信号機から信号情報を取得し、またそれを車両に送信する役割を果たすものとし、一連のシステム構成は任意とする。
  - ③実証実験に必要な信号制御機の手配、設置及び原状回復までの一連の作業を行うこと。なお、一連の作業には、信号機器の出荷時検査や調整対応などの技術管理のほか、取り外した既存機器の一時保管を含むものとする。
  - ④信号制御機の稼働に係る通信費、電気料、その他経費についての支払事務を行うこと。なお、当該経費については本業務の委託料に含むものとする。
- 3) データ解析
- 信号制御機の設置により得られたデータの解析を行い、データ解析の結果が「一般社団法人日本自動車の要求値である 300msec 以内のラグ」となることを確認すること。前記の要求値が担保できない場合は、必要に応じて調整又は信号制御機の交換などの対応をとること。
- 4) 報告書の作成
- 業務1)で得られた許可証等の写し、2) 3)記録や解析結果を取りまとめ報告書を作成すること。

#### 4 留意事項

- (1) 業務遂行に際しての留意事項
- ア 県と受託者は契約締結後速やかに業務遂行について協議するとともに、受託者は委託業務遂行に関する日程表を提出する。
  - イ 定期的な進捗会議(月1回程度)、必要に応じた個別協議を実施する。
- (2) 著作物の帰属
- ア 本契約における成果品及び本契約のため新たに開発又は制作したシステム、データ、ドキュメント等(以下、これらを総称して「本著作物」という)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、県に帰属する。
  - イ 受託者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (3) その他
- ア 仕様書に記載のない事項については、県と協議により決定すること。

- イ 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合、受託者は県に協力すること。
- ウ 受託者は、事業完了後5年間、委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。また、必要に応じて協力企業においても同等の保存をすること。
- エ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。